

新 旧 対 照 表

(約款名) 掛川市建設工事請負契約約款

改 正 前	改 正 後
(総則) 第1条 (略) 2～4 (略) 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 6～13 (略) (関連工事の調整) 第2条 (略) 第3条 (略) 2～3 (略) 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に 基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。	(総則) 第1条 (略) 2～4 (略) 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 <u>ただし、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。この場合において、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> 6～13 (略) (関連工事の調整) 第2条 (略) <u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u> 第3条 (略) 2～3 (略) 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に 基づいて請負代金内訳書 <u>(以下「内訳書」という。)</u>を作成し、発注者に提出しなければならない。 5 <u>内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをい</u>

(新設) (適正な労務費の確保等) 第3条の2	<u>う。)に係る掛金を明示するものとする。</u> <u>6 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u> (適正な労務費の確保等) <u>第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> <u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u> <u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u> <u>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u> <u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約で締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。</u> <u>(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u> <u>ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u> <u>イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。</u> <u>ウ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。</u> <u>エ 受注者からの求めに応じて、ア及びイの支払並びにウの契約を締結したことに係る書面を提出すること。</u> <u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u> <u>(1) 前項第1号の支払に関する書面</u> <u>(2) 前項第2号の支払に関する書面</u> <u>(3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面</u> <u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u>
--	--

(契約の保証) 第4条 (略) 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 3～5 (略) (受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務) 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したときはこの限りではない。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務（工期の変更方法） 第23条 (略) 2 (略)	(契約の保証) 第4条 (略) 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、<u>当該保険証券を寄託したものとみなす。</u> 3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 (受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務) 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したときはこの限りではない。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 4～6 (略) (工期の変更方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 発注者は、<u>第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u>
--	---

(請負代金額の変更方法等)

第24条 (略)

2 (略)

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2~8 (略)

(前金払)

第34条 (略)

2~9 (略)

(保証契約の変更)

(請負代金額の変更方法等)

第24条 (略)

2 (略)

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2~8 (略)

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払)

第34条 (略)

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 ~ 10 (略)

(保証契約の変更)

第35条 (略)

第35条 (略) 2～3 (略) (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。	2 (略) 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、<u>当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。 2 受注者は、<u>中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u>
---	---